

中間見直し案の概要

尾張旭市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しの方針（資料 2）の「5 中間見直しの基本的な進め方」に基づき、下記のとおり見直しを行う。

1 第 4 章 ごみ処理の基本的考え方

(1) 区分、分別品目、出し方、処理方法の見直し

- ア 「水銀使用廃棄物（体温計等）」の追加
- イ 「プラスチック製容器包装」の毎週収集を開始
- ウ 「スプレー缶・カセットボンベ」を資源ごみとして収集を開始
- エ 「小型家電」を資源ごみとしても回収を開始したことから、「燃えないごみ」から「任意の分別」へ変更

(2) 災害時のごみ処理の考え方

平成 30 年度 3 月に策定した「尾張旭市災害廃棄物処理計画」の策定と、発災後は、この計画に基づき、災害廃棄物の処理方針や具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を速やかに策定することを新たに明記する。

(3) 燃えるごみの有料化の検討について

昨年度、本審議会にて諮問・答申を行った「燃えるごみの有料化」について、背景、答申結果に基づく判断内容及び今後の取り組み内容を追加する。

2 第 5 章 計画の目標

(1) 数値目標

「総ごみ排出量」について、令和 5 年度の目標値を既に達成している。この要因は、処分ごみの排出量の減少もあるが、資源ごみのなかでも特に紙類の収集量が大幅に減少していることが考えられる。全国的に紙量が減少しており、資源ごみの回収量の大幅な増加は難しいため、「総ごみ排出量」目標数値の見直しを行うと共に、期待できる効果の推計値及び実施による評価についても見直しを行う。

(2) 推計の基礎となるごみ組成

平成 30 年度の実績値を追加する。

3 第 6 章 目標達成のための 3 つの基本方針と 11 の基本施策

前期における「4.4 の具体的な取り組み」について進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行う。